

平成24年 第4回定例会

1 議事日程

12月12日(水曜日)午前10時開会

第3号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名 番 番
2	議案第6号	平成24年度士幌町一般会計補正予算
3	議案第7号	平成24年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
4	議案第8号	平成24年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
5	議案第9号	平成24年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
6	議案第10号	平成24年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算
7	議案第11号	平成24年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算
8	選挙第1号	選挙管理委員の選挙
9	選挙第2号	選挙管理委員補充員の選挙
10	意見書案第8号	環太平洋連携協定(TPP)への交渉参加に反対する意見書案
11	意見書案第9号	地域医療と国立病院の充実を求める意見書案
12		閉会中継続審査申出書
13		閉会中継続審査申出書

2出席議員(11名)

	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員(1名)

1番 秋間 紘一

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄
代表監査委員 佐藤 宣光

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特老施設長	波多野 義弘

建設課長	土生 明美	子ども課長	寺田 和也
産業振興課長	堀江 博文	消防署長	星屋 尚司

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	神野 光男	教育課長	植田 廣幸
教育委員会参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
給食センター所長	鈴木 典人		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	道端 雄伸
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	柳谷 善弘	総務係長	仲山 美津子
------	-------	------	--------

9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は11名であります。</p> <p>なお、秋間紘一議員は病気療養のため欠席との届け出がありました。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、細井文次議員及び6番、出村寛議員を指名いたします。</p>
2	後藤総務 企画課長	<p>日程第2、議案第6号「平成24年度士幌町一般会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、後藤より説明申し上げます。</p> <p>平成24年度士幌町一般会計補正予算〔第6号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,839万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億7,639万9,000円に改めようとするものでございます。</p> <p>地方債の補正は、「第2表 地方債補正」によるものとします。</p> <p>歳出から説明いたしますので、10ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費は、職員公務災害補償基金納付金を追加するもので、これはさきの東日本大震災による臨時的、特例的な支出としまして公務災害補償等給付金及び大震災に関連する公務災害防止事業費に充てるために本年度に限り特別負担金として納付するものでございます。</p> <p>2目の文書広報費は、高齢者医療制度円滑運営事業負担金の追加によります財源補正でございます。</p> <p>6目企画費では、パラグアイからの訪問団の歓迎経費としまして都</p>

市交流推進委員会活動助成金を追加しております。また、住宅用太陽光発電システム導入助成金では、申し込みの増加が予想されますことから5件分を追加計上しております。

7目の環境対策費では、合併処理浄化槽設置事業助成金としまして、設置個数の増加に伴い6件分を追加計上しております。

8目の生活安全推進費は、普通旅費を追加し、消費生活相談広域化負担金を減額するもので、特定財源としまして消費者行政活性化事業交付金を計上しております。

12目の諸費では、道の総合行政情報ネットワーク拡張接続委託料を追加しております。

次に、3款1項3目障がい者福祉費は、扶助費におきまして障害福祉サービス利用者増によります給付費の追加、障害者医療診察報酬費扶助金の追加、今後の見込みによりまして身障者補装具の給付費を減額するもので、特定財源としまして国庫支出金、道支出金をそれぞれ記載のとおり計上しております。

7目の後期高齢者医療費では、療養給付費負担金を追加し、後期高齢者医療事務費繰出金を減額するものでございます。

続きまして、4款1項3目環境衛生費では、火葬場土幌聖苑の修繕料を追加計上しております。

次に、5款1項2目失業対策費では、町有建物の解体工事費を追加しております。

12ページに移りまして、6款1項7目土地改良事業費は、農業体質強化基盤整備事業の実施のために調査設計業務委託料及び工事請負費を追加するものでございます。特定財源としまして、分担金、国庫補助金、町債、それぞれ記載のとおり充当をしております。

7款1項2目観光振興費では、プラザ緑風の修繕料及び工事請負費を追加しております。

続きまして、9款1項1目消防費では、署費・団費では燃料費を追加し、本部共通経費ではデジタル無線設計委託料を減額しております。

次に、10款2項1目学校管理費は、燃料費、電話料、使用料、それぞれを追加するものでございます。

3項1目学校管理費では燃料費を追加し、3目スクールバス管理費ではスクールバス修繕料を追加しております。

4項1目学校管理費は、体育館天井の修繕料の追加でございます。

6項4目公民館費では、ストーブ2台を購入するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。9ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源としまして、18款1項1目繰越金に前年度繰越金4,532万9,000円を計上しまして収支のバランスをとったところでございます。

次に、5ページをお開き願います。第2表、地方債補正ですが、土

幌地区農業体質強化基盤整備促進事業の実施に伴いまして、地方債を記載のとおり追加するものでございます。

なお、15ページには地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願います。

また、14ページには共済費の追加に伴いまして給与費明細書を添付しておりますので、これもあわせて参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。ございませんか。8番、清水議員。

清水議員 10ページの今説明いただきました19節のパラグアイの歓迎交流会ですが、伺いたいのは今後パラグアイとの関係をどのようにしていくという考え方に立っているのか。基本的に前回の話では、農協が中心になって進めていくということがよろしいのではないかなというようにことをちょっと伺ったと思っておりますが、町として今後パラグアイとの関係をどのように考えているのか、基本的な考え方について伺いたいと思います。

加納議長 町長。

小林町長 今年私どもでパラグアイからの招聘を受けて訪問をしたわけでありまして、これについてはこれから今具体的にどういう形ということでありまして、当然向こうとの協議の中でも相互訪問だとか、そういうものを重ねていきながら将来的にどうするかということをしていきたいということでありまして、今回はですから私どもは今年7月に行ったのでありますけれども、次はぜひパラグアイから士幌に来て状況を見てほしいというお話をしていく中で今回2月においでになるということでありまして、その経費として今回支出予算をするのでありますけれども、当然農協だとか、それから町内には日バ協会というのがありますし、さらには今帯広畜産大学がパラグアイ、JICAとの交流を重点事業として取り組んでいるところですから、そういう関係機関と連携をしながら今回の交流をやっていきたいというふうに思っています。

加納議長 8番、清水議員。

清水議員 今の説明では、経済的な目的があって交流していくということもあるのかなと1つ考えられるわけですが、過去には町長もご存じだと思うのですが、小川町政の時代にポーランドのニェポウオミツェ市との交流、これは文化交流ということで始めたのですが、実際には尻切れトンぼになってしまったということがあります。今回のパラグアイの議長、町長、農協の組合長が訪問したことについても町民の中からは、一体このことがどういうことにつながるのか見えないと、そのことは下手すると税金の無駄遣いにつながるのではないかなというようなこと

も聞かされるのですが、そういった町民の不安に対して、先が見えないからそういうことも出てくるのだと思うのですが、どういう目的で交流をしていくのか。今回の歓迎交流ということについては理由はわかりました。しかし、町民の中にきちっと説明がつくような、そういう方針も示しながら続けていくということが大切だと思うのですが、そういう点について。経済交流ということであれば、経済団体が中心になって進めていくということがこれは当たり前の話ですから、そういうことも含めて町長の考え方を伺っておきたい。

加納議長
小林町長

町長。

パラグアイというのも報告したとおり、大豆の主産地でありますから、パラグアイやブラジルもそうなのですけれども、どちらかという飼料を日本に販売をしたいというのがあるのですけれども、必ずしも今回交流するものがそれに直接結びつくかということもあるのだけれども、それはそれで経済交流として農協を中心にして検討しなければならぬのですけれども、とりあえず国際交流については最初からこれをやるという交流もあるのかもしれないけれども、とりあえず相互訪問をしながら将来的にどうするのかということ、それが成果がある、効果があるかどうかということを見きわめながらその先に進んでいくのだと思いますから、今回とりあえずは相互訪問ということで私どもが今年行って、この次今回2月にパラグアイから来るという、そういう訪問の一つだということでご理解いただきたいと思います。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

今年行って、また向こうから来る、相互交流するよということで、相互交流となるとまたその次の年は土幌から行くのか、この行った来たで1回は断ち切るのか。何でも経済交流だとか国際交流だとかと言うけれども、何か目的をきちんと持ってやらないと、ただやみくもに地球の反対側に行ってどうこうと言われてもやっぱりそれは町民は納得しない。だから、今町長が相互交流だと言うと行って今回来て、またその後にならぬのか。相互交流だからまた行くのでしょうか、土幌から。だから、今回はこれでやめるのなら一応受け入れをして、それで後のことはまた改めて考えるというのならわかりますけれども、相互交流というのはこれからどんどん、どんどん進むということだから、その辺ははっきりしていただきたいと思う。

加納議長
小林町長

町長。

今回は、ですから私どもが行って向こうから来るという相互交流ですから、これからどうするかというのは、それは庁内の議論もありますし、それから相手方の協議があつてどういうふうにしていくかということは今後協議していくという、そういう中身になるのだと思います。ですから、今回来ていただいたから同じように今度来年土幌が行くとか、そういうことではない。そういうつもりでは予定はしてい

	ない。
加納議長 大西議員	11番、大西議員。 公民館費で、備品の購入でストーブを2台買いますということであり ますけれども、今室蘭の停電もあつたり、十勝でもあちこちで停電 があつて、公民館なんかは避難場所ということで石油ストーブ、ポー タブルの電気がなくてもいい石油ストーブがこの間室蘭あたりはもう どこにも売っていないぐらいなくなっていますけれども、避難すると ころのためにはそういうのがこれから必要なのだらうと思ひますけれ ども、今回の石油ストーブはどういうものを買つたのかお聞きします。
加納議長 植田 教育課長	教育課長。 教育課長、植田から説明を申し上げます。 F F式のストーブでございます。2台更新により購入をいたしました。 以上でございます。
加納議長 柴田 副町長	副町長。 今回購入したストーブにつきましては、今教育課長のほうから説明 がありましたとおりF F式の従来からついているストーブということ です。公民館で通常使う範囲内では、やはり今使っているようなそう いうF Fのストーブがいいということなのですけれども、それ以外に 防災用としまして今年5台、ポータブルの灯油ストーブは総務費の諸 費の防災用ということで購入をしております。
加納議長 清水議員	8番、清水議員。 11ページの5款労働費、2目の失業対策費に761万7,000円が計上さ れていますが、この解体工事はどこの建物ですか。もう一つは、労働 対策費ですから、失業対策費ですから、何人工を予定しているのか。
加納議長 土生 建設課長	建設課長。 建設課長、土生からお答えをいたします。 今の部分でございますけれども、今回の解体費の予算の中では、建 物についてはそれぞれ町のほうで取得をしました国道274の部分の近 くの町が取得をした建物2棟と、それから下居辺の小学校の物置に係 る部分を予定をして、物置は小さいものでございますけれども、数と しては3棟になろうかなと思ひます。人工数につきましては、毎回お 話ししていますように最終的な確定人数ではございませんけれども、 予算の中で計上しております人数については今のところ50から60人、 延べでございますけれども、延べ人数でそういう人数を予定している ところでございます。 以上でございます。
加納議長	ほかにございませんか。 (な し)
加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第6号を採決します。 本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
3	加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第3、議案第7号「平成24年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
	大森保健 福祉課長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。 保健福祉課長、大森より平成24年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、10億8,815万6,000円に改めようとするものです。 歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款2項1目一般被保険者高額療養費は500万円追加し、6,136万円とするものです。これは、実績見込みによる増額補正でございます。 4ページをお開き願います。歳入といたしましては、前年度繰越金500万円を充当し、歳入歳出の均衡を図ったものであります。 以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。
	加納議長	説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
		(な し)
	加納議長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
		(な し)
	加納議長	討論なしと認め、これより議案第7号を採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
4	加納議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第4、議案第8号「平成24年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
	大森保健 福祉課長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。 保健福祉課長、大森より平成24年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ37万円を減額し、9,611万9,000円に改めようとするものです。 歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費につきましては6万2,000円を追加し、943万4,000円とするものです。これは、高齢者医療制度円滑運営事業負担金として一般会計で支出しています広報紙掲載費用に充当するものです。特

	<p>定財源といたしましては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を同額充当するものです。</p> <p>2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては43万2,000円減額し、8,458万6,000円とするものです。これは、前年度分精算による事務費負担金の減額によるものです。特定財源としまして、事務費繰入金と同額減額するものです。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。</p> <p>以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより議案第8号を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
5	<p>日程第5、議案第9号「平成24年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
大森保健福祉課長	<p>保健福祉課長、大森より平成24年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。</p> <p>歳出から説明いたしますので、4ページをお開き願います。2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費を実績見込みにより30万円減額し370万円とし、2款2項6目介護予防住宅改修費を実績見込みにより30万円追加し100万円とするものです。特定財源としましては、それぞれルールに基づき充当するものです。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略させていただきます。</p> <p>以上、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。</p>
加納議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>

	<p>加納議長 討論なしと認め、これより議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし)</p>
<p>6</p>	<p>加納議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第6、議案第10号「平成24年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。</p>
<p>波多野 特老 施設長</p>	<p>特別養護老人ホーム施設長、波多野から平成24年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第2号〕を説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,353万3,000円に改めようとするものでございます。 最初に、歳出から説明申し上げますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費での11節需用費におきましては、暖房配管水漏れ及び浴室手すりの修理等80万円を追加計上するものでございます。 次に、歳入について説明申し上げますので、4ページをごらんいただきたいと思っております。4款1項1目繰越金で前年度繰越金80万円を追加計上し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。 以上で説明を終わります。審議賜り、原案のとおり可決決定をお願い申し上げます。</p>
<p>加納議長</p>	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を許します。 (なし)</p>
<p>加納議長</p>	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (なし)</p>
<p>加納議長</p>	<p>討論なしと認め、これより議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 (異議なし)</p>
<p>加納議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>7</p> <p>堀江産業 振興課長</p>	<p>日程第7、議案第11号「平成24年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算」を議題といたします。 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。産業振興課長。 産業振興課長、堀江より議案第11号 平成24年度土幌町農業共済事業特別会計補正予算〔第2号〕について説明いたします。 第1条、家畜共済勘定及び業務勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ家畜共済勘定100万円、業務勘定100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を家畜共済勘定は7億174万2,000円に、業務勘定は1億</p>

4,683万7,000円にそれぞれ改めようとするものでございます。

家畜共済勘定の歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。歳出の4款1項2目業務勘定繰出金の28節で業務勘定繰出金100万円を追加するものは、業務勘定で予算執行します乳房炎防除対策指導検査手数料の追加のために本勘定から繰り出すものでございます。特定財源としましては、農業災害補償基金繰入金100万円を充当するものでございます。

次に、4ページの歳入でございますが、歳出の特定財源で説明申し上げましたので、省略させていただきます。

次に、業務勘定を説明しますので、9ページをお開きください。2款2項1目損害防止費の12節で乳房炎防除対策指導検査手数料100万円を追加するものでございますが、これは今後必要な所要額を追加補正するものでございます。特定財源としましては、家畜共済勘定繰入金100万円を充当するものであります。

次に、8ページの歳入でございますが、歳出の特定財源で説明しましたので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。審議を賜り、可決いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。
(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第11号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

8 日程第8、選挙第1号「選挙管理委員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第188条の第2項の規定により指名推選により行いたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名いたします。1番、佐藤秀勝君、2番、河江信一君、3番、白木裕一君、4番、山岸厚子さん。

		<p>お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を選挙管理委員の当選人と定めることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>加納議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名しました1番、佐藤秀勝君、2番、河江信一君、3番、白木裕一君、山岸厚子さんが選挙管理委員に当選されました。</p>
9		<p>日程第9、選挙第2号「選挙管理委員補充員の選挙」を行います。</p> <p>お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第188条第2項の規定により指名推選により行いたいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>加納議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は指名推選によることに決定したいと思います。</p> <p>お諮りします。指名の方法については、議長において指名することに行いたいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
		<p>加納議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、議長において指名いたします。1番、吉田均君、2番、波多野弘幸君、3番、嶋田和子さん、4番、今田忠夫君。</p> <p>お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
		<p>加納議長 異議なしと認めます。</p> <p>よって、ただいま指名しました1番、吉田均君、2番、波多野弘幸君、3番、嶋田和子さん、4番、今田忠夫君が選挙管理委員補充員に当選されました。</p>
10		<p>日程第10、意見書案第8号「環太平洋連携協定（TPP）への交渉参加に反対する意見書案」を議題といたします。</p> <p>意見書案の朗読、提出者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
		<p>加納議長 異議なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
		<p>加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
		<p>加納議長 討論なしと認め、これより意見書案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

1 1	加納議長	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第11、意見書案第9号「地域医療と国立病院の充実を求める意見書案」を議題といたします。 意見書案の朗読、提案者の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。</p>
		(異 議 な し)
	加納議長	<p>異議なしと認めます。 これより質疑を行います。ございませんか。</p>
		(な し)
	加納議長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p>
		(な し)
	加納議長	<p>討論なしと認め、これより意見書案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。</p>
		(異 議 な し)
1 2	加納議長	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第12、「閉会中継続審査申出書」を議題といたします。 職員に朗読させます。</p>
	仲 山 総務係長	<p>平成24年12月12日。 土幌町議会議長、加納三司様。 産業厚生常任委員会副委員長、中村貢。 閉会中継続審査申出書。 本委員会は、次の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。 記、1、事件、町道士幌東6線の道路改良について。 2、理由、調査未了のため。 3、期間、次期定例会まで。 以上でございます。</p>
	加納議長	<p>お諮りします。 産業厚生常任委員会副委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。</p>
		(異 議 な し)
1 3	加納議長	<p>異議なしと認めます。 よって、産業厚生常任委員会副委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。 日程第13、「閉会中継続調査申出書」を議題といたします。 職員に朗読させます。</p>
	仲 山 総務係長	<p>平成24年12月12日。 土幌町議会議長、加納三司様。</p>

議会運営委員長、清水秀雄。

閉会中継続調査申出書。

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記、1、事件、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項、議会の活性化に関する事項。

2、理由、調査未了のため。

3、期間、次期定例会まで。

平成24年12月12日。

士幌町議会議長、加納三司様。

総務文教常任委員長、服部悦朗。

閉会中継続調査申出書。

本委員会は、次の事件について閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記、1、事件、ごみの収集状況について。

2、理由、調査未了のため。

3、期間、次期定例会まで。

以上でございます。

加納議長 お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

以上で平成24年第4回士幌町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員